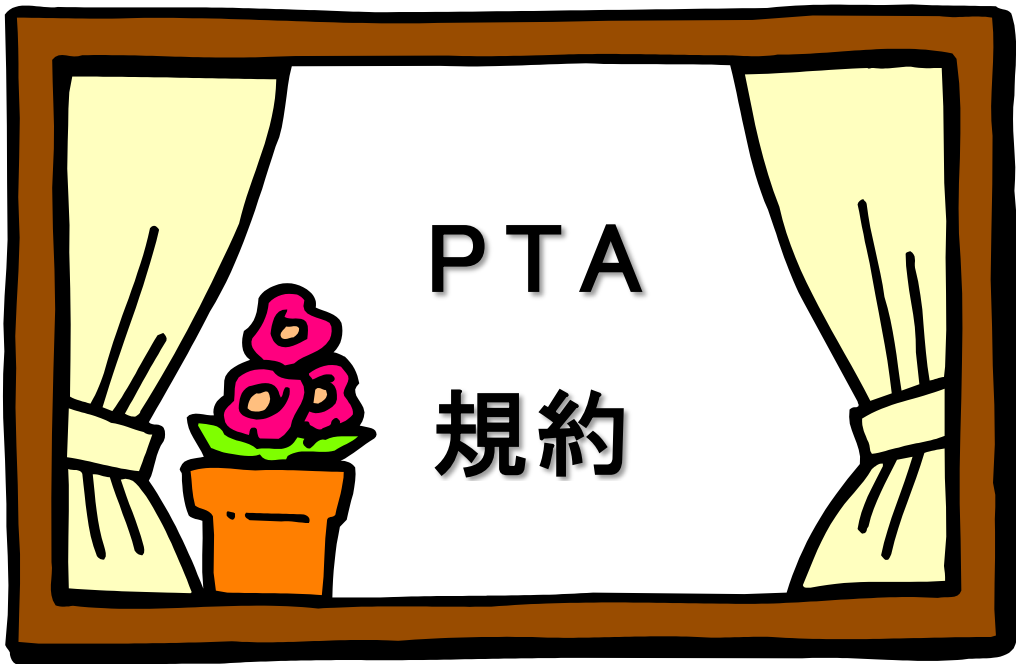


家庭数配布

保存版



小平市立小平第二小学校

P T A

小平第二小学校保護者と先生の会（PTA）規約

第 1 章 名 称 と 事 務 所

第 1 条 この会は、小平第二小学校保護者と先生の会（PTA）という。

第 2 条 この会は、昭和 25 年 4 月 16 日に設立し、事務所を小平市仲町 3 1 0 番小平第二小学校内におく。

第 2 章 目 的 と 活 動

第 3 条 この会は、保護者と先生が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかり、民主教育に対する理解を深めると共に、参会者どうしが親しみ合い、教養を高め合うことを目的とする。

第 4 条 この会は、目的にそって次の活動をする。

- (1) 家庭と学校の連絡を密にし、地域社会の理解と協力によってよりよい児童の教育環境をつくる。
- (2) その他、この会の目的を達成するための活動をする。

第 3 章 方 針

第 5 条 この会は、教育的立場にたつ民主団体として活動する。

- (1) 児童の教育と福祉のために活動する団体や機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよらない。また、もっぱら営利を目的とするような行為をしない。
- (3) この会またはこの会の役員の名で選挙活動をしない。
- (4) 学校の人事その他管理には干渉しない。

第 4 章 参 会 者

第 6 条 この会の参会者は、小平第二小学校に在籍する児童の保護者と教員である。

第 7 条 参会者はすべて平等の権利をもち、義務を負う。

第 5 章 こ ども 金 と 経 理

第 8 条 この会の参会者は、こども金を 1 世帯につき月額 150 円納める。

第 9 条 この会の活動に必要な費用は、こども金とその他の収入によってまかなう。

第 10 条 この会の経費は、総会で決議された予算に基づいて行う。

第 11 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。また、会計帳簿は会員の要求があれば公開しなければならない。

第 12 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 13 条 こども金および予算、会計、経理について必要な事項は細則で定める。

第 6 章 役 員 と 役 員 の 任 務

第 14 条 この会は、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名 （保護者）
- (2) 副会長 3 名 （保護者 2 名、副校長 1 名）
- (3) 書 記 5 名 （保護者 4 名、教員 1 名）
- (4) 会 計 4 名 （保護者 3 名、教員 1 名）

但し、特別な事情が生じたときは、その年の役員、第 14 条に定める人数、第 18 条から第 21 条に定める業務内容を、運営委員会の審議を経て変更することができる。

第15条 役員は、他の役員、会計監査委員と選考委員を兼ねることはできない。

第16条 役員の任期は次のとおりとする。但し、副校長はこの限りではない。

- (1) 役員の任期は1年とする。
- (2) 役員は、続けて他の役員に選ばれることができる。

第17条 役員選出については、細則で定める。

第18条 会長は、次の仕事をする。

- (1) この会を代表して、全体の仕事をまとめる。
- (2) 総会と運営委員会を招集する。
- (3) 選考委員会を除くすべての集会に出席することができる。

第19条 副会長は、会長をたすけ、会長に事故あるときはその仕事を代わって行う。

第20条 書記は、次の仕事をする。

- (1) 総会と運営委員会の議事、その他会に関する重要な事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の重要な書類を保管する。
- (3) この会の庶務の仕事をする。

第21条 会計は、次の仕事をする。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- (2) 定期総会で、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- (3) この会の財産を管理する。
- (4) 予算の立案について協力する。

第7章 委員と委員会

第22条 会計監査委員

- (1) この会の経理を監査するため、2名の会計監査委員を選ぶ。
- (2) 会計監査委員は、参会者より選出する。
- (3) 会計監査委員は、必要があればいつでも会計監査をすることができる。
- (4) 会計監査委員の任期は、1年とする。

第23条 選考委員会

- (1) 役員と会計監査委員の選出に関する事務を処理するために選考委員会をおく。
- (2) 選考委員は、参会者から選ぶ。
- (3) 選考委員の選出および同委員の組織運営については、細則で定める。
- (4) 選考委員の任期は、その仕事を終えるまでとする

第8章 総会

第24条 総会は、この会の最高の決議機関であり、全参会者をもって構成される。

第25条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、毎年度はじめに開く。
- (2) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、参会者の10分の1以上の要求があったときに開く。

第26条 総会の定足数は、参会者の5分の1以上とする。但し、委任状を認める。

第27条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。

第28条 総会の議事運営は、細則で定める。

第 9 章 運 営 委 員 会

- 第 29 条 運営委員会は、総会につぐ決議機関であり、緊急事項について必要がある場合は、総会に代わって処理する。但し、次期総会に報告し、承認を得なければいけない。
- 第 30 条 運営委員会は、各常置委員会、各クラブおよび教員から、選ばれた委員と、役員とで構成する。
- 第 31 条 運営委員会は、原則として定例会を月 1 回とし、そのほか、会長が必要と認めたとき、または構成員の 4 分の 1 以上の要求があったときに開く。
- 第 32 条 運営委員会の定足数は、構成員の 2 分の 1 以上とする。
- 第 33 条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決める。
- 第 34 条 運営委員会の組織運営ならびに委員の選出は、細則で定める。

第 10 章 常置委員会と臨時委員会

- 第 35 条 この会の活動について必要な事項を、調査、研究、立案、執行するために、常置委員会を置く。
- 第 36 条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。

第 11 章 細 則

- 第 37 条 (1) この会の運営に関し必要な細則は、運営委員会の決議を経て決める。
但し、この規約に反してはいけない。
- (2) 運営委員会は、細則を作ったり変更したりした場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 12 章 改 正

- 第 38 条 この規約は、総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。
但し、改正案は、総会開催の 7 日前までに全参会者に知らせなければならない。

付 則

この規約は令和 8 年 4 月 30 日から施行する。

昭和 61 年 4 月 26 日	改正
昭和 62 年 4 月 25 日	改正
平成 7 年 4 月 25 日	改正
平成 13 年 2 月 9 日	改正
平成 14 年 5 月 7 日	改正
平成 17 年 4 月 25 日	改正
平成 19 年 5 月 8 日	改正
平成 21 年 4 月 28 日	改正
令和 6 年 10 月 8 日	改正
令和 8 年 4 月 30 日	改正

細 則

第 1 章 こども金 と 予算、会計、経理

- 第 1 条 こども金は、この会の運営、活動に必要な費用に当てる。
- 第 2 条 予算は、原則として次の順序によって編成する。
- (1) 会長が基本方針を説明し、討議にかける。
 - (2) 予算要求書を提出する。
 - (3) 会計が予算要求を集計し、査定して原案を作成する。
 - (4) 予算編成委員会を設ける。
 - (5) 予算編成委員会は、役員、各常置委員会正副委員長、各クラブ代表者で構成する。
 - (6) 原案を予算編成委員会、運営委員会の討議にかけてから、総会に提出する。
- 第 3 条 予算は、決められた金額の範囲内で使うが、次の例外を認める。
- (1) 予備費の使い方は、運営委員会で決める。
 - (2) 款内の各項、項内の各目は、相互に流用できる。
 - (3) 事業収入は、特別会計にする。
- 第 4 条 会計監査委員は、監査の結果を総会に報告する。

第 2 章 役員と会計監査委員の選出

- 第 5 条 選出は、原則として次の順序によって行う。
- (1) 役員と会計監査委員は、規定の期日までに選考委員会に届けられた次の候補者の中から選出する。但し、それぞれの期日は、当該年度の運営委員会で決める。
 - ① 立候補によるもの。
 - ② 推薦によるもの。
 - (2) 選考委員会は、候補者の氏名、PTAにおける経歴などを全参会者に知らせ、承認を求める。参会者の異議申し立てが過半数に満たない場合は、自動的に承認されたものとする。

第 3 章 選 考 委 員 会

- 第 6 条 選考委員会は、7名の委員で構成する。
- 第 7 条 選考委員会の委員は、1年から5年までの各学年から1名ずつ、教員から2名をそれぞれ互選し総会で選出、承認される。
- 第 8 条 選考委員は、役員および会計監査の候補になれない。
- 第 9 条 選考委員会は、正副委員長各1名を互選する
- 第10条 選考委員会は、委員長が招集する。
- 第11条 選考委員会の議長は、委員長が兼ねる。

第 4 章 総 会

- 第12条 総会の議案書は、おそくとも総会開催日の7日前までに全参会者に渡さなければならない。
- 第13条 総会の議長は、役員・運営委員・その他の委員以外の参会者から選ばなければならない。
- 第14条 総会の議事運営は、次のとおりにする。
- (1) 出席者は、受付で氏名を記入し、途中で退場するときはその旨申し出る。
 - (2) 議題提出者は、提案理由を説明し、参会者はそれに対し質問や意見を自由に述べることができる。

- (3) 発言者は、議長の指名によって発言しなければならない。
- (4) 一度決まったことは、再び審議しない。
- (5) 採決の方法は、投票、起立、挙手、拍手のいずれかにする。
- (6) 議長は、議事の進行を乱す者を退場させることができる。

第 5 章 運 営 委 員 会

第 15 条 運営委員会は、次の事をする。

- (1) 年度計画と年度予算の原案を審議する。
- (2) 各常置委員会、各クラブにおいて立案された活動計画を審議し、決定する。
- (3) 各種委員会およびそれに準ずるものの設置と解散を審議し、決定する。
- (4) 細則の改定を審議し、決定する。
- (5) 役員に欠員があったときは、補充することができる。
- (6) 新しい活動の計画、その他、緊急な事項を審議する。
- (7) その他、総会または会長から委任された事項を処理する。

第 6 章 役 員 会

第 16 条 役員会は、規約第 14 条に定める役員で構成され、会長が必要と認めたととき開かれ、次の事をする。

- (1) 総会、運営委員会に提出する議案を立案し、日程を調整する。
- (2) 運営委員会に関するすべての事項について原案を作成する。
- (3) 予算の立案に協力する。
- (4) その他、この会の運営上必要な事項を審議し、決定する。

第 7 章 常 置 委 員 会

各常置委員会は、お互いに連絡を密にし、調整をはかる。

第 17 条 学級委員会

- (1) 各学級、学年の情報および意見の交換を行う。
- (2) 委員会は、各学級および教員から選ばれた委員で構成される。
- (3) 委員会は、正副委員長各 1 名を互選する。

第 18 条 地区委員会

- (1) 児童の校外における生活や交通安全等に関する必要事項について計画立案し、実施する。
- (2) 委員会は、各学級および教員から選ばれた委員で構成される。
- (3) 二小学区域を仲町 1、学園 1、天神 2 の 4 ブロックに分ける。
- (4) 委員会は、正副委員長各 1 名を互選する。

第 19 条 広報委員会

- (1) PTA と家庭の連絡を密にし、その動きを参会者に知らせる。
- (2) 会報を発行する。
- (3) 委員会は、全学年および教員から選ばれた委員で構成される。
- (4) 委員会は、正副委員長各 1 名を互選する。

第 20 条 文化委員会

- (1) 児童および会員どうしが、親しみ合い、教養を高め合うための必要事項について計画立案し実施する。
- (2) 委員会は、全学年および教員から選ばれた委員で構成される。
- (3) 委員会は、正副委員長各 1 名を互選する。

第 8 章 学 級 と 学 年

第 2 1 条 学級会

- (1) 学級の保護者と担任の教員で構成し、「〇年〇組学級会」という。
- (2) 学級内の児童に結びつく教育上の諸問題について話し合うために、学級会をもつ。
- (3) 学級会は、必要があれば行う。

第 2 2 条 学年会

- (1) 同学年としての連絡調整をはかる。
- (2) 各学年から互選された学年代表と学年の担任教員で構成し、「〇学年会」という。
- (3) 学年代表を 6 名以上互選する。
- (4) 学年代表が活動の推進をはかる。
- (5) 6 学年会は、卒業対策に関する会計および協議された事項を、運営委員会に報告する。

第 9 章 会 議

- 第 2 3 条 すべての委員会は、事前に委員会開催届を副会長（副校長）に提出しなければならない。
日時会場は副会長（副校長）と相談の上、設定する。

この細則は令和 8 年 2 月 2 6 日から施行する。

昭和 6 1 年 3 月 1 1 日	改正	平成 1 9 年 5 月 8 日	改正
昭和 6 3 年 3 月 3 日	改正	平成 3 1 年 4 月 2 4 日	改正
平成 4 年 4 月 1 日	改正	令和 5 年 4 月 2 7 日	改正
平成 1 3 年 2 月 9 日	改正	令和 6 年 5 月 2 日	改正
平成 1 5 年 3 月 3 日	改正	令和 7 年 5 月 8 日	改正
平成 1 5 年 5 月 8 日	改正	令和 8 年 2 月 2 6 日	改正
平成 1 6 年 3 月 4 日	改正		
平成 1 7 年 3 月 3 日	改正		
平成 1 7 年 4 月 2 5 日	改正		
平成 1 8 年 4 月 2 7 日	改正		

小平第二小学校 P T A 個人情報取扱規約

- 第 1 条 この規約は、小平第二小学校 P T A (以下「本会」と称す)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。
- 第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動における個人情報の保護に努めなければならない。
- 第 3 条 本会における個人情報の管理者は本会長(以下会長)とする。
- 第 4 条 本会における個人情報の取扱者は、P T A 本部役員会、学級委員会、地区委員会、広報委員会、文化委員会、選考委員会、青少対担当とする。
- 第 5 条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第 6 条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑な P T A 活動をおこなうために以下の情報を取得する。
- (1) 子どもの氏名・学年・クラス・ごきょうだい関係
 - (2) 必要に応じ、その他の情報
- 第 7 条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。
- (1) 名簿の作成、管理、こども金の集金
 - (2) 第 4 条に定める各委員会の活動や案内
 - (3) 役員選出
 - (4) その他 P T A 活動の諸連絡
- 第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 7 条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱ってはならない。
- 第 9 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理しなければならない。また不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄しなければならない。
- 第 10 条 個人情報を取扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で管理しなければならない。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、送付情報内容の限定やファイルにパスワードをかけるなど利用者を適切に管理し、使用後もそのデータを適切に管理しなければならない。
- 第 11 条 本会の取り扱う個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第 12 条 個人情報を第三者(前条第 1 項から第 4 項および、都、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名
 - (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
 - (3) 提供する対象者の氏名
 - (4) 提供する情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨

第13条 第三者(第11条第1項から第4項および、都、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供を受ける対象者の氏名
- (3) 提供を受ける情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 個人情報を漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第18条 本会の「小平市立第二小学校PTA個人情報取扱規約」は、総会において改正する。

この規約は、令和8年4月30日より施行する。

令和6年5月2日 施行
令和8年4月30日 改正



この会則は、総会・委員会等のときに必要です。



参会者である間は大切に保存しておいてください。

